

これからも国保を安定して 運営するために

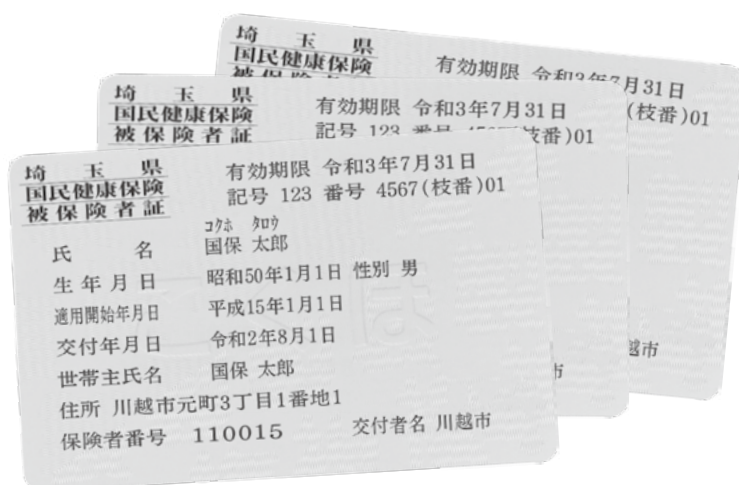
国民健康保険課 ☎224-5833 ☎224-7318

市では、国民健康保険(国保)の財政運営の健全化のため、段階的に保険税率を改定しています。ご理解とご協力をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症による影響があった方への支援も確実に実施します。



国民健康保険は、平成30年度から県との共同運営となりました。県が令和2年度に改定した第2期国保運営方針では、令和9年度に県内の保険料水準をおおむね統一する予定です。

市では、平成29年度に「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」を策定しました。



同計画に基づいて、計画期間の6年間で、3回に分けて段階的に約9億円の赤字解消を保険税率等の見直しによって行うこととしています。

今後も国保を安定して運営するために、令和元年度課税に続き令和3年度課税において、第2回目の改定を5ページのとおりに行います。

市では、国保税の改定のほか、健康経営の視点を取り入れ、健康寿命を延伸させる取り組みとして、6ページのとおりとおりさまざまな事業を実施したり、検査等の費用の一部を助成したりしています。

また、令和2年度において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税の減免や、傷病手当金の支給も行いました。



傷病手当金支給の適用期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金支給の適用期間は令和2年1月1日から同3年3月31日の間でしたが、同3年6月30日まで延長されました。詳しくは、市ホームページまたは令和2年発行の広報川越7月号No.1462・2ページを確認するか、国民健康保険＝国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318、後期高齢者医療制度＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318にお尋ねください。

令和3年度からの保険税率等

所得割税率の一部と、均等割額を改定します。課税限度額についても改定します。

区分		令和2年度	令和3年度	差
医療保険分	所得割税率	7.35%	7.35%	—
	均等割額	23,300円	24,700円	1,400円
	課税限度額	61万円	63万円	2万円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.20%	2.40%	0.20%
	均等割額	7,300円	8,400円	1,100円
	課税限度額	19万円	19万円	—
介護保険分 (40～64歳 の方が対象)	所得割税率	2.00%	2.00%	—
	均等割額	10,200円	11,300円	1,100円
	課税限度額	16万円	17万円	1万円

所得割額…前年中の所得に応じて負担する金額
均等割額…世帯の国保加入者の人数から算出される金額
課税限度額…1世帯当たりの課税額の上限

区分ごとの税額の算出方法

所得割額…(総所得金額等－基礎控除額43万円)×所得割税率(加入者ごとに計算し、世帯で合算)

均等割額…均等割額×国保加入者の人数(世帯で合算)

* 所得割額と均等割額を合計し、100円未満を切り捨て。

均等割額の軽減額の拡充

世帯(世帯主や、国保から後期高齢者医療制度に移行した方を含む)の総所得金額等が基準所得以下の場合、均等割額が軽減されます。今回の改定に伴い、軽減税額を引き上げます。

年度	軽減割合	世帯主(国保に加入していない場合も含む)、国保加入者等の前年総所得金額等の合計額	均等割額の軽減額 (3区分合計額)
令和2年度	7割軽減	33万円以下	28,560円
	5割軽減	33万円+国保加入者等の人数×28万5千円以下	20,400円
	2割軽減	33万円+国保加入者等の人数×52万円以下	8,160円
令和3年度	7割軽減	43万円+(一定の給与所得者等の数 ^{*1} －1)×10万円 ^{*2} 以下	31,080円
	5割軽減	43万円+(一定の給与所得者等の数－1)×10万円+国保加入者等の人数×28万5千円以下	22,200円
	2割軽減	43万円+(一定の給与所得者等の数－1)×10万円+国保加入者等の人数×52万円以下	8,800円

*1 一定の給与所得者等の数とは、給与所得がある方(給与収入が55万円を超える方に限る)の数と、公的年金などの所得がある方(65歳未満の方については年金収入が60万円を超える方、65歳以上の方については年金収入が125万円を超える方に限る。給与所得がある方は除く)の数の合計数です。

*2 「(一定の給与所得者等の数－1)×10万円」については、一定の給与所得者等の数が2人以上の場合に適用されます(5割軽減、2割軽減も同様)。

* 軽減を受けるための申請は不要ですが、世帯に前年所得の申告がない方がいると軽減が受けられません。所得がない場合や遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの場合も、所得を申告してください。

モデルケース

年間国保税額の試算です。今年度の具体的な税額は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書をご確認ください。なお、所得額は令和3年度額です。



- 1人世帯(68歳単身)
- 年金収入110万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和2年度	9,000円 (均等割7割軽減)
令和3年度	9,900円 (均等割7割軽減)
差額	+900円



- 2人世帯(68歳夫婦)
- 世帯主＝年金収入200万円(所得90万円)、配偶者＝年金収入60万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和2年度	75,400円(均等割5割軽減)
令和3年度	78,800円(均等割5割軽減)
差額	+3,400円



- 3人世帯(45歳夫婦、中学生)
- 世帯主のみ給与収入300万円(所得202万円)
- 介護保険分はあり(2人)

令和2年度	295,700円
令和3年度	308,600円
差額	+12,900円

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

国民健康保険について
=国民健康保険課 ☎224-5833
☎224-7318

後期高齢者医療制度について
=高齢・障害医療課 ☎224-5842
☎224-7318

カードリーダーが設置してある医療機関や薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになりました。未設置の医療機関や薬局では、従来どおり健康保険証の提示が必要です。



なお、国民健康保険、後期高齢者医療制度以外に加入している方は、加入先にお尋ねください。

マイナポータル登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルの登録が必要です。スマートフォンや、国民健康保険課(本庁舎2階)、高齢・障害医療課(本庁舎2階)、市民センター、川越駅西口連絡所に設置されているマイナポータル用端末、医療機関、薬局に設置されているカードリーダーを使って登録してください。

登録には、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書暗証番号(4桁のパスワード)が必要です。

国保の被保険者証に枝番が付きます

被保険者番号から加入している医療保険資格をオンラインで確認するため、今まで国民健康保険被保険者証(被保険者証)に世帯単位で付番されていた記号番号のほか、個人を識別するための2桁の枝番が付番されました。2桁の枝番は、2月22日以降に交付の被保険者証に印字されています。それ以前に交付された被保険者証は、有効期限までそのまま使えます。なお、後期高齢者医療被保険者の被保険者番号は個人単位のため変更はありません。

健康寿命の延伸を目指して

国民健康保険課 ☎224-6147
☎224-7318

国保加入者の皆さんの健康増進と健康寿命の延伸を目指し、次のような取り組みを進めています。

特定健康診査・特定保健指導

日本人の死因の約60%を生活習慣病が占めるといわれていることから、メタボリックシンドローム(メタボ)に着目した特定健康診査(特定健診)を、40歳以上の加入者を対象に行っています。また、特定健診の結果から、生活習慣病になるリスクが高い方へ、特定保健指導として生活習慣の見直しをサポートしています。令和3年度の特定健診は6月1日(火)に開始の予定で、無料で受けることができるセットがあります。

令和元年度では、市内での特定健診の受診率は約42%でした。地区によって大きなばらつきがありましたが、受診率の高い地区では、メタボの該当率が低いという傾向があります。

自分の健康状態を確認することは、生活習慣病予防への第一歩になります。毎年、特定健診を受けましょう。

脳ドック 人間ドック等の費用助成

40歳以上の加入者を対象に、脳ドックの費用や、特定健診を受けずに自費で受けた人間ドック等の費用の一部を助成しています。

残薬対策事業

市内の協力薬局で、飲み残してしまった薬の相談などを実施しています。川越市薬剤師会、城西大学と協同で実施しています。

糖尿病性腎症 重症化予防事業

糖尿病の重症化(糖尿病性腎症など)を防ぐため、リスクのある方に保健指導の実施や、医療機関への受診を勧めています。

ときも健康 メッセージ事業

小学生から大切な家族へ健康に関するメッセージを送ることで、多様な世代の健康意識の高揚を図り、特定健診の受診率向上や健康への意識啓発を行っています。